

スクール・セクハラ防止の手引き

☆☆ Q & A と事例研究 ☆☆

平成20年8月

京都府教育委員会

目 次

はじめに	3
------	---

スクール・セクハラQ&A

Q 1	児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、いったい何ですか。	4
Q 2	どのような行為が、スクール・セクハラになるのですか。	5
Q 3	スクール・セクハラのイメージはわかりましたが、現場の教職員は、まず、何を心がけたらよいですか。	5
Q 4	Q 3のようにして教職員が自らを振り返ってみる際、具体的にどのようなことに着目するとよいですか。	6
Q 5	Q 4の5点のうち、特にスクール・セクハラに関わって注意すべき点は、ありますか。	7
Q 6	スクール・セクハラを未然に防止するためには、学校として、どのような方向で取り組んでいくのがよいですか。	7
Q 7	教職員を対象にした校内研修（Q 6の①）は、どのような点に注意して進めていくのがよいですか。	8
Q 8	校内組織運営の面（Q 6の②）では、どのような点に特に配慮すべきですか。	9
Q 9	児童生徒への対応面（Q 6の③）で、何か特に注意すべきことはありますか。	9
Q 10	保護者などへの日頃の対応（Q 6の④）では、どのような点に注意すべきですか。	10
Q 11	Q 8の校内組織運営上の一般的な注意点を踏まえつつ、児童生徒に対するスクール・セクハラを早期に発見するためには、更にどのような点に注意すべきですか。	10
Q 12	部活動指導を行う際には、特にどのような点に注意すればよいですか。	11
Q 13	進路指導などに関わって児童生徒への個別指導を行う際、教職員は、どの	

	ような点に気をつけるべきですか。	11
Q14	障害のある児童生徒への対応に際しては、更にどのような点に注意すべき ですか。	12
Q15	児童生徒からスクール・セクハラ被害を受けた旨の相談が実際にあった 場合には、どのような相談体制を組んでいけばよいですか。	12
Q16	Q15の場合、相談担当者は、どのようにして進めていけばよいですか。	13
Q17	もしも、1回の相談で児童生徒からすべての事情を聞き出せないような場 合は、どのようにすればよいですか。	14
Q18	相談後の児童生徒への対応では、どのような点に注意すべきですか。	14
Q19	加害者とされた教職員への対応は、どのようにしたらよいですか。	15
Q20	被害を受けた児童生徒の保護者への対応は、どのようにするのですか。	15
Q21	他の保護者への対応においては、どのような対応が望まれるのですか。	16
Q22	スクール・セクハラの事象が実際に生じた際の対応で、学校として特に注 意すべきことを整理すると、どういうことになりますか。	16

スクール・セクハラ事例研究

事例1	(進路指導)	17
事例2	(身体測定)	18
事例3	(授業時間)	18
事例4	(放課後)	19
事例5	(部活動)	19

関係法令抜粋等

地方公務員法・刑法	21
軽犯罪法・ストーカ行為等の規制等に関する法律	22
青少年の健全な育成に関する条例	23
京都府迷惑行為防止条例	24
本府公立学校教職員の猥褻行為に係る事象例	26

は　　じ　　め　　に

京都府教育委員会では、「セクシュアル・ハラスメントは、許すことのできない人権侵害である」との認識に立ちながら、「セクシュアル・ハラスメント防止の手引き」の発行などの取組を展開してきました。

府立学校においては、こうした取組なども踏まえて、セクシュアル・ハラスメントに対する意識も相当高まってきたところですが、先ごろ、女子生徒が男性教職員によってセクシュアル・ハラスメントの被害を受けるという、公教育を担う者として許しがたい事件が生じました。

そこで、この度、児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に焦点を当て、本冊子を新たに編集することになりました。

本冊子が、教職員の鋭い人権感覚を育成するため、校内研修などの場で大いに活用され、一人一人の個性が尊重される快適で明るい勤務・学習環境の創出、ひいては男女共同参画社会の実現へと結びつく一助となることを願ってやみません。

平成16年5月

京都府教育委員会

スクール・セクハラQ&A

Q 1 児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、いったい何ですか。

京都府立学校セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱（平成11年3月23日付け1教職第88号京都府教育委員会教育長通知のことです。以下では、「セクハラ防止要綱」ということにします。）で規定された定義を踏まえれば、①児童生徒を不快にさせる学校における性的な言動と、②教職員が児童生徒を不快にさせる学校外における性的な言動のいずれもが、児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに当たります。

この定義を別の表現で言い換えれば、児童生徒の意に反する性的な言動であって、児童生徒の尊厳と人格を侵害し、学習意欲の低下などをもたらすものということになるわけですが、そうしたセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。また、児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、保護者、地域住民などに、学校や教職員全体に対する拭いきれない不信感を引き起こし、その信頼を回復するまでには相当の年月を要するという深刻な事態を招くことになります。

ところで、学校という場において、児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの主体となり得るのは、教職員だけではありませんが、本冊子では、特に、教職員が主体となるものを、「スクール・セクハラ」と呼ぶことにします。

なお、スクール・セクハラは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条で禁止されている信用失墜行為であり、また、その具体的態様により、刑法（明治40年法律第45号）や青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）などにも抵触し、刑事責任を問われることがあります。

※ 地方公務員法第33条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

Q 2 どのような行為が、スクール・セクハラになるのですか。

スクール・セクハラのをいくつか列挙してみると、次のとおりです。

- ① 男性教員がその膝の上に女子児童をしばしば座らせ、その児童の頭、腕などを撫でまわす。
- ② 部活動指導の際に、男性の顧問教員が、女子生徒に「今日は、動作が鈍いな。どこか具合でも悪いのか。」と言いながら、その身体にむやみに触れる。
- ③ 男性教員が、教室で、特定の女子児童の顕著な身体の変化を、全員の前で指摘する。
- ④ 修学旅行の引率中に、男性教員が、女子生徒の部屋に「見回り指導だぞ。」と言って中に入り、居合わせた生徒に、「恋人はもういるのか。」というような質問を繰り返す。
- ⑤ 女性教員が、担任している男子児童が鉄棒の逆上がりができないことで泣いているのを見て、「男のくせに、根性がないわね。しっかりしなさい。」と言って叱りつける。

なお、今更改めていうまでもありませんが、個々の言動がスクール・セクハラに当たるかどうかは、セクシュアル・ハラスメントを受けた児童生徒の判断を重要な要素にしながら考えることになります。

Q 3 スクール・セクハライメージはわかりましたが、現場の教職員は、まず、何を心がけたらよいですか。

それは、日頃からどういう言動で児童生徒に対して接してきたかを、よく思い起こし、見直してみることでないでしょうか。

「もし自分自身に対して為されたら、どう感じるだろうか」、あるいは、「自分の妻（夫）や子どもに対して為されたら、夫（妻）として、あるいは親としてどう思うだ

ろうか」ということを、自らの問題として、改めて考えてみてください。

平成13年9月に発行した「セクシュアル・ハラスメント防止の手引き」の中の「学校には、教職員同士、教職員と児童生徒、教職員と保護者といったさまざまな人間関係があります。それらの人間関係の中で、『軽い冗談、スキンシップ』などが相手の意に反する性的言動となっていないでしょうか。今一度、見直してみましよう。」という表現は、まさにこのことを指していたわけですが、日頃から謙虚な気持ちでスクール・セクハラを自らの問題として受け止めていくという姿勢が、今日、強く求められているのではないのでしょうか。

Q4 Q3のようにして教職員が自らを振り返ってみる際、具体的にどのようなことに着目するとよいですか。

既に、セクハラ防止要綱の別表1で明らかにしていることですが、整理すると、次の5点になります。

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、(言動を行った)教職員本人の意図とは関係なく、児童生徒を不快にさせる場合があること。
- ② 不快に感じるか否かは、児童生徒の間で個人差が見られること。
- ③ 「この程度のことは児童生徒も許容するだろう」とか「児童生徒との良好な人間関係ができている」というような勝手な憶測や思いこみはしないこと。
- ④ 児童生徒が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ⑤ スクール・セクハラであるか否かについて、児童生徒の方からいつも意思表示があるとは限らないこと。

Q5 Q4の5点のうち、特にスクール・セクハラに関わって注意すべき点は、ありますか。

スクール・セクハラが発達段階にある児童生徒に対するものであることを踏まえると、この5点のうち、特に⑤を十分に再認識しておくことが必要です。

いうまでもなく、学校生活の中で、児童生徒は日頃から教職員に指導される立場にあります。つまり、児童生徒は、教職員から教科指導や部活動指導などを受けながら、さまざまな目には見えない「圧力」を感じていると考えるべきでしょう。

したがって、たとえ児童生徒が、「これはスクール・セクハラじゃないの?」と思ったとしても、「そんなことを言えば、先生は、私のことを嫌いになってしまい、部活動に参加しても私には熱心に教えてくれなくなるのではないかしら。」と考え、感じたことを率直に教職員に言えなくなるおそれがあります。また、スクール・セクハラの内容そのものを認知できない年齢層の児童生徒に至っては、そういった疑問すら感じることはないでしょうから、スクール・セクハラがいつまでも放置されたままになってしまうのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえれば、こうした「教職員と児童生徒との人間関係」を一人一人の教職員が常に意識することは、スクール・セクハラを防止する上で非常に重要です。

Q6 スクール・セクハラを未然に防止するためには、学校として、どのような方向で取り組んでいくのがよいですか。

次に掲げる取組が必要であると思われます。

- ① 教職員を対象にした、鋭い人権感覚を養うための校内研修の実施
- ② スクール・セクハラ防止を十分に踏まえた校内組織運営の確立（相談窓口の設置を含む。）

- ③ 児童生徒を対象にしたスクール・セクハラ防止のための教育
- ④ 保護者などを対象にしたスクール・セクハラ防止の取組に関する情報発信

Q 7 教職員を対象にした校内研修（Q 6の①）は、どのような点に注意して進めていくのがよいですか。

- ① 校内研修の回数、規模などの設定方法については、一律的なルールはなく、各学校の校内事情を踏まえて判断することになります。スクール・セクハラだけをテーマにして開催するののも一つの方法でしょうが、さまざまな分掌会議が開かれた際に、スクール・セクハラについても折りにふれて議論の中に取り込んでいく方法も十分効果があると思います。
- ② 大切なことは、単なる「聴くだけの研修」に終わらせるのではなく、参加した教職員がそれぞれの経験や意見を述べ合ってスクール・セクハラに対する理解を深め、教職員相互に共通認識を持つよう努めることです。

例えば、校内における部活動の状況について、お互いに日頃感じていることを率直に述べ合い、疑問点も出しながら、必要に応じて管理職員が適切なコメントを付けるとよいでしょう。
- ③ 研修素材としては、セクハラ防止要綱、「セクシュアル・ハラスメント防止の手引き」や本冊子のほかに、市販の文献や身近な新聞記事、さらには裁判所の判決例も活用するとよいでしょう。

Q 8 校内組織運営の面（Q 6の②）では、どのような点に特に配慮すべきですか。

① 校務分掌組織に、スクール・セクハラについての相談を受ける教職員（以下では、「相談担当者」ということにします。）を新たに位置付け、児童生徒からの相談を受けやすくする体制をつくる必要があります。また、そうした校内体制については、児童生徒やその保護者に、きっちりと伝えておくことも大切です。

なお、校務分掌組織は、各学校の実情を踏まえて組まれるのが基本ですが、相談担当者については、児童生徒に圧力を感じさせることなく、その精神的支えになるものとするため、男性・女性双方の教職員が担当することが求められます。

② それぞれの校務分掌組織を中心にして教科指導、進路指導、生徒指導、学校行事、部活動指導などが行われる際には、これまで以上にスクール・セクハラ防止を意識したきめ細かい配慮が行われるようにする必要があります。また、相談担当者は、そうした配慮が学校全体の取組になるように普段から注意を払うことが必要です。

③ その上で、各担任教員、各部長・主任、更には教頭との間の連携を常に密にし、ある教職員に児童生徒などから相談がかけられたような場合には、迅速かつ的確な対応が学校全体として行えるように連絡体制を組んでおくことも重要です。

Q 9 児童生徒への対応面（Q 6の③）で、何か特に注意すべきことはありますか。

① まず、児童生徒に、スクール・セクハラ概念を正しく認識させることが必要です。また、スクール・セクハラの場合に遭遇した場合に適切に対応できる力を身に付けさせるよう、発達段階に応じた適切な指導を徹底することも大切です。

② そして、日頃から、一人一人の教職員が、さまざまな場面で児童生徒との信頼関係を保ちながら関わり、児童生徒が教職員に対してスクール・セクハラの問題を気軽に相談できる雰囲気を作っていくことも必要です。

Q10 保護者などへの日頃の対応（Q6の④）では、どのような点に注意すべきですか。

広報紙やホームページといった媒体や、PTAの会合などを通じて、相談担当者の設置など、スクール・セクハラ防止に向けた学校全体の取組状況について、保護者や地域住民へ十分な周知を図り、理解と協力を求めていくようにします。もちろん、日頃から、保護者が担任教員などの教職員に対して相談しやすい環境を整えておくことも大切です。

Q11 Q8の校内組織運営上の一般的な注意点を踏まえつつ、児童生徒に対するスクール・セクハラを早期に発見するためには、更にどのような点に注意すべきですか。

- ① まず、一人一人の教職員が、日常の学校教育活動のさまざまな場面において、児童生徒の言動にきめ細かな注意を払い、スクール・セクハラに関わったサインを早期に把握するように努めることが必要です。そうしたサインの現れ方は、個々の児童生徒の発達段階などによっても相当異なるわけですが、微妙なサインを早い段階で教職員が的確に捉えるためには、児童生徒との信頼関係の確立は不可欠です。
- ② 児童生徒は必ずしも相談担当者だけにそうしたサインを示すわけではありません。他の教職員がそのサインに気づく場合も十分にあり得ます。したがって、学校全体で的確な対応を行うためには、教職員相互の意思疎通を日頃から円滑にしておくことが非常に重要です。

Q12 部活動指導を行う際には、特にどのような点に注意すればよいですか。

- ① 個人指導の際には、他の児童生徒や教員の前で行うことを原則とし、その指導を受けている児童生徒が不快感を持つような発言や身体的接触は絶対に避けなければなりません。
- ② 合宿などの際、顧問教員の部屋で児童生徒と二人きりになって指導するようなことは、厳に慎むべきです。また、指導の必要が生じた場合には、宿舍の廊下やロビーといった場所で行うなどの配慮が大切です。

また、特に用事もないのに部員の部屋に入ったり、児童生徒の了解もなく無断で部屋に立ち入ったりすることも慎むべきです。

Q13 進路指導などに関わって児童生徒への個別指導を行う際、教職員は、どのような点に気をつけるべきですか。

- ① 密室状態を回避し、外から部屋の状況がわかるようにしておく必要があります。
- ② 教職員と児童生徒との間に机を置くなど、両者の間に適当な間合いを取ることも必要です。
- ③ 個別指導の場所、時間、対象者などについて、あらかじめ、他の教職員に周知を図っておくことが大切です。

Q14 障害のある児童生徒への対応に際しては、更にどのような点に注意すべきですか。

- ① 児童生徒に直接対応する際には、性別への配慮という原則を徹底し、例えば、衣服の着替えやトイレ指導の際の介助において、児童生徒と同性の教職員が対応することとします。また、同性の教職員であっても、児童生徒が不快感を感じるような言動を避けなければならないのは、もちろんのことです。
- ② 児童生徒の方から、教職員に対して、関わりを求めてきた場合であっても、必要以上の身体的接触は避けるべきです。また、肩に手をやったり、握手したりするような身体的接触については、児童生徒のそれぞれの状況を踏まえつつ、不快感を与えることがないよう適切に配慮することが大切です。
- ③ 更衣室の点検などを行う際にも、男子更衣室は男性教職員が、女子更衣室は女性教職員が原則として対応します。

Q15 児童生徒からスクール・セクハラ被害を受けた旨の相談が実際にあった場合には、どのような相談体制を組んでいけばよいですか。

相談担当者が児童生徒から相談を受けて詳しく話を聞く場合、その児童生徒の心理状態などの状況を踏まえつつ、原則として、複数体制により、プライバシーの守れる場所で対応することになります。その際には、被害を受けた児童生徒と同性の教職員が少なくとも1名は居るようにします。また、最初の相談を実際に受ける教職員が常に相談担当者とは限りません。そのような場合には、相談を受けた教職員は、相談担当者と十分に連携し、状況を踏まえて対応することになります。

なお、対応する教職員が多くなれば、児童生徒が萎縮して、かえって話しづらくなることもあるので注意が必要です。

Q16 Q15の場合、相談担当者は、どのようにして進めていけばよいですか。

相談担当者は、相談全体を通して、あくまでも「児童生徒の意思を最大限に尊重し、児童生徒の側に立って、一緒に問題解決に向けて考えていく」という姿勢を貫くべきであり、また、そのことをはっきりと児童生徒にも伝えるようにしなければなりません。

相談を実際に進める場合には、児童生徒が安心して真実を語ることができるよう、例えば、まず冒頭に、「よく勇気を出して言ってくれましたね。ありがとう。」と声をかけるなど、その場の雰囲気にも十分に心を配る必要があります。

また、「その程度のことは、どこでもあることなんだよ。」と先入観をもって一蹴したり、「あなたの態度が、セクハラを招いたんじゃないかな。」というような児童生徒を非難するような言動、あるいは「あの先生は、絶対にそんなことをするはずがありませんよ。」というような教職員を一方的にかばう発言は、絶対に慎まねばなりません。逆に、事実関係を正確に把握しないうちに、「ここで黙ってしまっただけは、あなたの負けですよ。もっとしっかりしなくちゃ。」と言って児童生徒の感情を不必要にあおることも適切ではありません。このように、相談担当者は、不適切な言動によって児童生徒に新たな被害（2次被害）を生じさせることのないよう、常に注意する必要があります。

なお、児童生徒が話した内容やその際の態度については克明に記録をとり、後日、他の教職員が相談対応を継続するような場合であっても円滑に進められるようにしておく必要があることは、もちろんです。

Q17 もしも、1回の相談で児童生徒からすべての事情を聞き出せないような場合は、どのようにすればよいですか。

相談は、終始、児童生徒の話すペースを尊重しながら進めることになりませんが、もし、児童生徒が途中でつまってしまい、話せなくなったような場合には、話題を変えて児童生徒の気分を転換させ、その後に違う切り口から話を続けさせるのもよいでしょうし、あるいは、「この続きは、もう少し落ち着いてから話してくださいね。今日は、もう止めましょう。」と言って一旦、相談を打ち切り、その後、改めて再開するのも一つの方法です。早く問題解決をしようと焦って、児童生徒をせかし、結果的に不正確な事実しか掌握できなくなってしまうのは、かえってよくありません。

なお、一旦、相談を打ち切る際には、事後できるだけ速やかに再開する旨をはっきりと児童生徒に伝え、「スクール・セクハラの問題について曖昧にすることは許されない」という学校側の態度を鮮明にしておく必要があります。

Q18 相談後の児童生徒への対応では、どのような点に注意すべきですか。

スクール・セクハラ被害を受けた児童生徒の心のケアと、そのためのサポート体制を考え、その児童生徒が特に信頼を置く教職員がいる場合には、その教職員が中心となって複数体制でケアを図っていくという配慮も必要です。また、その際には、関係機関との連携を図り、スクールカウンセラーへの相談や京都府総合教育センター内に設置されているセクシュアル・ハラスメント苦情相談窓口との連携についても、状況に応じて考えていくことが大切です。

なお、スクール・セクハラ事象に関わるあらぬ噂が周囲に広まり、被害者である児童生徒がますます傷ついてしまうというような新たな被害（2次被害）を防ぐため、プライバシーの保全にも十分な注意を払うことが必要です。

Q19 加害者とされた教職員への対応は、どのようにしたらよいですか。

児童生徒への相談対応だけでスクール・セクハラに関わる事実がすべて確定してしまうわけではありませんが、当然の配慮として、まず、被害を受けた児童生徒と加害者とされた教職員が接することのないような措置を執る必要があります。

その上で、校長、教頭などの管理職員が、教育委員会との連携を図りながら、その教職員から事実確認などを行っていくこととなります。事実確認を行う際には、加害者とされた教職員が直接、相談をかけた児童生徒に何らかのアクションを起こさないよう細心の注意を払いながら、管理職員が第三者的な目で冷静に、その教職員から十分に事情を聴くことが大切です。もちろん、必要に応じて、管理職員は、当事者以外の第三者からも情報を集め、問題とされた事象の客観的な事実関係の把握に努めることとなります。

Q20 被害を受けた児童生徒の保護者への対応は、どのようにするのですか。

被害を受けた児童生徒とその保護者の意向に最大限の配慮を行いつつ、まず、学校の事実確認が終了し、客観的な事実関係が一定判明した段階で、被害を受けた児童生徒の保護者に、その事実関係をきっちりと伝え、学校としての謝罪などを含めた対応を行うことが基本となります。

また、加害者となった教職員は、被害者である児童生徒本人とその保護者に対し、その児童生徒などの意向を踏まえつつ、管理職員が同席した場所で、謝罪などを含めた対応をすることとなります。

なお、謝罪する場合、被害者側にそれを受け入れるよう強要することは、避けなければなりません。

Q21 他の保護者への対応においては、どのような対応が望まれるのですか。

「スクール・セクハラは、教育に携わる者として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢で、必要に応じ、被害を受けた児童生徒のプライバシーと人権に十分配慮しつつ、事実関係の概略を保護者にも伝えるとともに、再発防止と信頼回復に向けた学校の姿勢を明確にし、理解と協力を求めていくことが必要です。

Q22 スクール・セクハラの事象が実際に生じた際の対応で、学校として特に注意すべきことを整理すると、どういうことになりますか。

- ① スクール・セクハラの事象が生じた際には、管理職員のリーダーシップの下で、組織的な対応を図ることが必要であり、また、その際には、まず、正確かつ迅速な事実確認を行うことが大切です。
- ② 被害を受けた児童生徒の救済を最優先することが何よりも大切であることから、組織的な対応に当たっては、その児童生徒の意思を最大限に尊重し、児童生徒の側に立って一緒に問題解決に向けて考えていくという姿勢が基本になります。
- ③ 被害を受けた児童生徒のプライバシーと人権にも細心の注意を払いながら、そのスクール・セクハラ事象に関わる問題点などについてきっちりした整理を図り、再発防止に向けた学校体制の構築を図ることが必要です。

スクール・セクハラの事例研究

スクール・セクハラの事例をいくつか、ここに掲げてみますので、どういった点が問題になるのか、また、どういう対応を図るべきなのかを、教職員の皆さんで、よく考えてみてください。

また、日頃、目にする新聞記事なども素材としながら、更にこうした事例研究を進めていってください。

※ 事例研究の中で特に考えてほしい点については、ヒントで示してあります。

事例1 **A教諭（男性）**は、日頃からコンピュータをよく活用し、夜遅くまで一人でコンピュータ・ルームにこもることもあったが、ある日、そのコンピュータ・ルームを利用して進路指導の相談を行うことになった。A教諭は、**女子生徒のB子**に対応した際、異常なぐらいに顔を近づけて話したり、また、親近感をもって励ますつもりで、その肩や腕に何度も手を触れたりした。また、その相談時間も当初決められた時間帯を大幅に上回るものであったので、B子は、「いやだなあ。早く終わってくれればいいのに。今度、養護の**C先生（女性）**に相談しよう。」と思っていた。

- <ヒント>
- ・ A教諭は、教職員と児童生徒の関係を常に意識していたといえるか。
 - ・ A教諭は、「自分のすることをB子が何でも受け入れる」というように勝手に思いこんでいないか。
 - ・ 相談を受けたC養護教諭は、どうすればよいか。また、学校全体として、どうすれば、こうした事象を防ぐことができるか。

事例2 1学期のある日、1年生の**男子生徒**が身体測定のため体育館内で上半身裸で並んでいたところへ、計測の補助をするために**A教諭(女性)**がやってきて、計測の合間に、ジロジロと生徒を凝視していた。男子生徒の中には、恥ずかしくなって、じっと下を向いたままの者もいた。

- <ヒント>
- ・男子生徒がスクール・セクハラを感じる場面には、どのようなものがあり得るか。
 - ・男子生徒と女子生徒のスクール・セクハラに対する受け止め方には、どのような差異があるか。

事例3 2学期のある水曜日、1年1組の**女子生徒**が、2時間目の保健体育の授業を終え、教室内で着替えていた。ところが、その日は、次の始業を示すチャイムが鳴っても、まだ女子生徒の一部が着替えていたため、男子生徒は教室に入ることができず、廊下で待たされていた。そこへ次の時間の教科担当である**A教諭(男性)**が現われ、「もう次の授業だぞ。君たちは、ちょっと遅いんじゃないか。」と言いながら、何も気にせずに、ドアを開けて教室に入っていた。

- <ヒント>
- ・身体を見たとか、見られたという感じ方についての男女差や個人差を、A教諭は認識していたといえるか。
 - ・A教諭には、「この程度のことなら、日頃の人間関係の中で許される範囲だ」というような勝手な思いこみはないか。

事例4 2年1組の担任である**A教諭（男性）**は、1学期が終わる頃から、**女子生徒のB子**に関心を持つようになり、指導上特に必要もないのに、放課後になると、質問の時間と称して職員室に呼び出し、話をしながらB子の髪の毛にそつと触れるような行為を繰り返すようになった。さらに、B子から携帯電話のメールアドレスを聞き出し、「君に好意を持っている。もっと会う時間がほしい。」といったメールを何度も送りつけた。B子は、A教諭の授業が大好きだったので、最初は職員室に通って質問していたが、そのうち、だんだんと憂鬱になって職員室に行かなくなり、また、携帯電話の電源も切ったままにするようになった。とうとう、ある日のこと、B子は登校するのがいやになり、事情を聞いた母親が**C教頭**に、「子どもが『A先生に会いたくない。』と言っているので、しばらくの間、休ませます。」と電話してきた。

- <ヒント>
- ・指導上の必要が特にないにもかかわらず、B子だけを呼び出すというA教諭の行為は、どう考えたらよいのか。
 - ・A教諭は、教職員と児童生徒との関係を十分に認識しているといえるか。
 - ・こうしたメールを何度も送りつける行為をどう捉えたらよいのか。
 - ・電話を受けたC教頭は、どうすればよいのか。

事例5 3年1組の担任である**A教諭（男性）**は、担当教科では抜群の指導実績を有しており、また、部活動においても、顧問教員として優れた実技指導を行い、生徒やその保護者からの信頼も厚かった。2学期が始まったある日のこと、部員の一人である1年生の**B子**は、腕の痛みを感じ、体育館の隅の方で一人で休んでいた。そこへ、A教諭が現われ、「どうした。腕が痛むのか。ちょっと、マッサージしてあげよう。僕は、高校、大学とバレーボールをやっているから、マッサージは得意なんだ。」と言って、B子にマッサージを施そうとした。

B子は、A教諭に身体を触られるのはいやだったが、以前にA教諭から「君は、力がある。将来、キャプテンになって部を背負ってもらえるかもしれない。」と言われたことを思い出し、今、マッサージを断れば、キャプテンになれないかもしれないと思い、マッサージしてもらうことにした。しばらくして、その様子を見ていた他の運動部顧問の**C教諭（女性）**が近づいてきて、「A先生、マッサージなら、私が代わりにしましょうか。」と申し出た。申し出の意図を察したA教諭は、「腕に触るだけで、セクハラになるはずがない」と思い、「えっ、どうしてですか。」と答えたが、C教諭とのやりとりは更に続き、結局、「そうですね。わかりました。じゃあ、代わってもらいましょう。」と言ってA教諭は、その場を立ち去った。

- <ヒント>
- ・ A教諭には、「自分のすることをB子が何でも受け入れる」というような勝手な思いこみはないか。
 - ・ C教諭は、A教諭に、部活動におけるスクール・セクハラについて、どのような話をしたと考えられるか。

MEMO

関係法令抜粋

○ 地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 略

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○ 刑法

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒

不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

(集団強姦等)

第178条の2 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

(未遂罪)

第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

○ 軽犯罪法

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

28 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身边に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとつた者

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その

通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第3条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(罰則)

第13条 ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○ 青少年の健全な育成に関する条例

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安

定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(罰則)

第31条 第21条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2～6 略

○ 京都府迷惑行為防止条例

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人を著しくしゅう恥させ、又は他人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる卑わいな行為をしてはならない。

(1) みだりに、他人の身体の一部に触ること（着衣の上から触ることを含む。）。

(2) みだりに、着衣で覆われている他人の下着又は身体の一部（次号において「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) みだりに、写真機等を使用して透視する方法により、着衣で覆われている他人の下着等の映像を見、又は撮影すること。

(つきまとい行為等の禁止)

第6条 何人も、特定の者に対する職場、学校、地域社会、商取引、金銭貸借、係争又は調停の關係に起因するねたみ、うらみその他悪意の感情（これらの感情のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する怨えん恨の感情を除く。）を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な關係を有する者に対し、次に掲げる行為（第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に

置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置その他電気通信の手段を用いて送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第9条 第3条又は第6条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として第3条又は第6条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

本府公立学校教職員の猥褻行為に係る事象例

平成20年度

- 路上で、自転車で帰宅途中の女子高校生を押し倒して性的暴行を加え、当該高校生に傷害を与えた。

【小学校男性教諭（34）：懲戒免職】

- 路上で女子大生の背後から近づき臀部を触る行為を行い、逃走した直後にも、再び、別の女性につきまとう行為を重ねた。

【中学校男性教諭（34）：停職6月】

平成19年度

- 飲酒後の酔いや眠気によって明確な判断ができない状態にあった同僚の女性講師をホテルに連れて行き、当該講師の上着を脱がせた上、ブラウスを脱がそうとしたり、胸を触るといった猥褻な行為を行って多大な精神的苦痛を与えた。

【中学校男性教諭（48）：停職3月】

- 卒業生（女性）とカラオケボックスに行った際、当該女性を膝の上に乗せ、服の上から胸と腹を触った。その後、4回にわたって、自家用車内で当該女性の下着のホックやズボンのボタンを外して背中をマッサージするなどの行為を行い、不快な思いをさせた。 **【府立学校男性教諭（59）：停職6月】**

- 携帯電話端末専用のゲームサイトで知り合った女子中学生と夜間にドライブに行ったり、保護者に無断で自宅に泊めたり、未成年であることを知りながら飲酒や喫煙行為を黙認するなどの不適切な交遊を繰り返した。更に、その後、当該中学生を自宅に泊めて、猥褻行為を行った。

【小学校男性教諭（26）：懲戒免職】

平成18年度

- 新規採用教員として赴任した女性教諭に対し、歓送迎会の二次会終了後、抱きついて身体を触り、著しく不快な思いをさせたにもかかわらず、その後も飲み会に執拗に誘い、普段から「ちゃん」付けで呼んだり、同僚教員の前でたびたび好意があるかのような言動を繰り返し、当該女性教諭に、教師という職への不信感を抱かせ、精神的苦痛をあたえるとともに、その勤労意欲の低下をもたらした。

【中学校男性教諭（30）：減給1月】

- 女子バスケットボール部員に対する不適切な言動によって、3箇月間の研修を受講させられたにもかかわらず、現場に復帰した後、女子バスケットボール部員1名に対し、バスケットパンツをめくり上げて足の付け根を直接マッサージしたり、身体を触ったり、不快感を与える発言を頻繁にするなどの行為を繰り返し行った。

【中学校男性教諭（44）：懲戒免職】

平成17年度

- 担任する3年女子生徒と、当該生徒の自宅において性行為を行うなどの猥褻行為等を行った。

【中学校男性教諭（48）：懲戒免職】

- 勤務校の3年生女子生徒をドライブに誘い、その帰りに高速道路インターチェンジ付近のホテルに入り、当該生徒の服を脱がし、キスをし、抱きしめた。

【府立学校男性教諭（44）：懲戒免職】

平成16年度

- 女子バスケットボール部の合宿中、ミーティングの報告に来た女子生徒を宿舍の自室に入れ、マッサージをした後、キスをしたり、下着をはずして胸をさわっ

たりした。

【府立学校男性教諭(41)：懲戒免職】

平成15年度

- 希望進路の実現に向けて、女子中学生宅において学習指導をしていた際、複数回にわたり、自家用車及び当該生徒の自宅において、キス及び身体等への接触等の行為を行った。

【中学校男性教諭(43)：懲戒免職】

- 担任する2年女子生徒に対して、進路指導のための個別面談を行った際、当該生徒を抱きしめ、キスをしたり、膝に触ったりした。

【府立学校男性教諭(49)：懲戒免職】

MEMO

府立学校セクシュアル・ハラスメント相談窓口

毎週木曜日（祝日を除く。）

午後1時から午後7時まで

直通電話 075-612-3048